

## 令和5年度第1回 長泉町特別職報酬等審議会 議事録

### 1. 日時

令和5年8月7日（月）午後1時30分～午後3時

### 2. 場所

長泉町役場西館4階大会議室

### 3. 出席者

審議会委員（出席委員10名（全員）⇒審議会成立）

委員	中山勝	委員	大川敏行
委員	富岡隆幸	委員	梶山浩美
委員	村田忠嗣	委員	花房由美子
委員	千葉寿子	委員	宮代尚宏
委員	坂間福司	委員	吉川理沙

### 事務局

総務部長 川口正晴  
行政課長 佐藤久敬

### 4. 内容

- (1) 委嘱状交付
- (2) 町長挨拶（副町長代読）
- (3) 委員自己紹介
- (4) 議題

#### (a) 会長選出

互選により中山勝委員が会長に選出された。

#### (b) 会長職務代理者の指定

中山会長より坂間福司委員の指名があり、同委員は了承した。

#### (c) 特別職報酬等の諮問

長泉町特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、副町長から協議会に対し、町議会議員の議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額について諮問した。

(5) 審議

長泉町の財政状況について、総務部長より説明

使用資料：長泉町の財政状況に関する資料

令和5年度不交付団体の状況

令和4年度市町村税の状況

長泉町の特別職の給料、報酬額について、行政課長より説明

使用資料：資料No.1～No.7

<質疑応答・意見・感想>

(委員) 先ほど事務局から人事院勧告が今月上旬にあると説明があったが、私が調べた限りでは、今月1日に既に1%弱給料引き上げる方針を固めたという報道が出ているが、この辺の認識は。

(行政課長) 現状は報道での情報のみであって、正式に人事院から勧告は出されていない。(審議会終了後、同日、夕方に人事院勧告が出された。)

(委員) 町の財政が健全性であることが改めてわかった。財政が良い要因は。

(総務部長) 財政が良い要因の一つとして、交通利便性の高さや、自然環境を始めとする生活していく上での様々な環境に恵まれていることで、企業誘致に繋がったこともある。先人の方が環境を整えてくれた恩恵もあり、その中で職員は、様々な取組みにタイムリーにスピーディに仕事を進めている。そのようなことが評価されて人口の維持にも繋り現状があると考えている。

(委員) 民間で、社長や役員の報酬を決めることにも関わってきたことがある。また、稲盛和夫さん(京セラ創業者)からの指導も受けてきた。その教えを活かす場面があれば良いと感じた。まずは資料を読み返し勉強していきたい。

(委員) もう一度自分で目を通して特別職の給料、報酬の理解を深めたい。  
少ない職員の中で、行政運営をしているとの説明があったが、今後の職員の増員計画は。

(行政課長) 今後も安定した行政運営を行っていくために、職員の増員は必要だと考えている。今年度から定年が2年に1歳ずつ引き上げられ65歳が定

年となり、この引上げ期間中に定年退職者が全くない年もあるが、その間も年齢構成を考慮し、一定数職員を継続して採用していく。この対応により、現状、1,000人当たりの職員数が5.1人となっているが、令和10年には5.5人とする定員管理計画となっている。

(委員) 現状、議員報酬だけで生活していくのは難しく、若い方で議員を志すものは少ない。一方、非常勤である議員の報酬は上げなくてもよいという考え方もある。多角的な観点で検討していく必要がある。

(委員) 自宅で資料を読み返したい。ふるさと納税の今後の取組みは。

(総務部長) 地域応援型のふるさと納税を予定しており、町内の観光施設等を利用された方の寄付に対し、施設利用の割引をする取り組みをしていく。この取組みを実施しても赤字分の全てを回収できるものではない。

(委員) 町の税収が減ることを知らないでふるさと納税をしている人も多いと思う。町民に対してこの点はPRすべきではないかと感じた。特別職の報酬の決め方は、総務省の方で指針が出されているのか。議員の報酬だけでは生活ができない。若い方、女性の方にも子どもを育てながらでも生活できるような報酬額を設定しなければ、議員のなり手は確保できないと思う。

(行政課長) 総務省の方で報酬の決定方法について明確な指針は示されていない。ただし、審議会の審議内容を尊重するように指導があり、また、適正な審議をしていただく上で必要な資料の提供についても指導がある。本日はその指導に基づき資料の提供をしている。

(審議会終了後、次の通知を確認した。次回審議会で委員へ周知する。昭和48年総務省通知自治給第77号抜粋。特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであって、生計費や民間賃金の上昇等に応じて決定される一般職の給与とは自らその性格を異にし、またその額は個々の住民の前に明示するように条例で定めるべきものである。)

(委員) これから特別職の給料、報酬について勉強していきたい。私の所属する企業では、春闘では4%程度の賃上げとなった。今年度の人勧によ

る職員給料1%増は少ない印象。

(委員) 職場に来られるお客様からも長泉町は良いところだという話を良く聞く。自分自身も長泉町に住んでいて住みやすく、財政状況を良い話を聞いて素晴らしいなと感じた。ふるさと納税に関しては、自分も商品のことしか考えていなかった。勉強しなければいけないと感じた。

(会長代理) 町の財政状況が良いことが良く分かった。自治会では役員のなり手がないが、行政で担う部分を自治会が負担している部分がある。議員にもそのような部分があるのではないかと感じた。

(会長) ふるさと納税について、例えば神奈川県のある市では、そこにお住まいの芸術家の方と、タッグを組んで、一品ものの返礼作品を作成している。そんな発想の転換も必要では。  
令和に入ってから、近隣の町の特別職報酬等審議会の委員としての関わりがあったが、他の町は長泉町の状況を常に意識している。  
現状の特別職の適用は、平成9年からのものであるが、今回の報酬等の額を決めるのに、物価の上昇等短期的な視点だけで考えればよいのか、それとも中長期的視点を持つのか、どのような視点に立って決めていくのか難しいと感じた。

#### (6) その他(事務連絡)

(a) 次回審議会開催日 令和5年10月4日(水)13時30分～15時

会場 役場本館3階第1・2委員会室

(b) 報酬の支払いについて説明

- ・口座登録用紙(8月14日までに行政課へ提出)
- ・マイナンバー届(次回審議会の際に提出)
- ・報酬辞退届(報酬辞退の場合のみ提出、この場合、口座登録用紙及びマイナンバー届の提出は不要)